

熊本県有明海区漁業調整委員会

第508回議事録

令和3年（2021年）11月22日開催

第508回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和3年(2021年)11月22日(月) 午後3時から

開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山 義人 藤森隆美 浜口多美雄
西川幸一 佐小田眞智子

(欠席委員) 平山泉 小森田智大 八塚 夏樹

(漁業取締事務所) 主任技師 渡辺 貴史

(水産振興課) 主幹 鮫島守 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 宮本政秀 参事 篠崎貴史 参事 郡司掛博昭
技師 東海林明

議 事

(1) 議題

議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

事務局

定刻になりましたので、第508回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中7名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第508回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料及び「漁業法関連法令」冊子を1部ずつお配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長をお願いします。

議長

改めまして、こんにちは。コロナも収まりつつあり、今年は忘年会をやれればと思っております。

それでは、ただ今から第508回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は木山委員と西川委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

まず、議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間」について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。現在、知事許可漁業の中目流し網漁業、囲い刺し網漁業について、延べ4漁協から新規の漁業許可の要望があります。

熊本県漁業調整規則、以下規則とありますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されていますので、今回、要望のあった中目流し網漁業及び囲い刺し網漁業について諮問させていただ

きます。

今回諮問させていただく制限措置の内容について具体的に説明いたします。前回までの委員会と同じ資料になりますが、法令集の上から1枚目の表面及び2枚目の表面に中目流し網漁業、囲い刺し網漁業に関する日本漁具漁法図鑑から抜粋した資料を添付しておりますので、適宜ご確認ください。

まず、中目流し網漁業の説明になります。資料の3ページをご覧ください。今回、3種類の制限措置の公示を予定しています。

操業区域は、1つ目の制限措置については、玉名市大浜町の地先である有共第7号共同漁業権漁場内及び熊本有明海の中央に位置する共有の共同漁業権である第21号共同漁業権漁場内、2つ目の制限措置については、玉名市横島町の地先である有共第8号共同漁業権漁場内、3つ目の制限措置については、熊本市南区及び宇土市住吉の地先である有共第15号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内となっています。各共同漁業権の位置については、冊子の上から3枚目の共同漁業権連絡図でご確認ください。

漁業時期は、1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び馬力数は、船舶の総トン数が5トン未満、推進機関の馬力数が定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、上から1隻、1隻、2隻となっています。

漁業を営む者の資格は、住所要件として、上から、玉名市大浜町に住所を有する者、玉名市横島町に住所を有する者、熊本市南区川口町に住所を有する者、それと熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和3年（2021年）12月6日から令和3年（2021年）12月14日までを予定しています。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）11月30日までとし、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。中目流し網漁業については、以上です。

次に、囲い刺し網漁業の制限措置になります。資料4ページをご覧ください。

操業区域は、荒尾市の地先である有共第1号共同漁業権漁場内、漁業時期は、1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、1隻とな

っています。漁業を営む者の資格は、荒尾市荒尾に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和3年（2021年）12月6日から令和3年（2021年）12月14日までを予定しています。

許可の有効期間は許可日から令和4年（2022年）6月30日までとし、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。囲い刺し網漁業については、以上です。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員 異議なしの声

議長 意見がないようですので、第1号議案の審議に入りたいと思います。第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員 異議なしの声

議長 それでは異議がない旨、回答します。
本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

木山委員 一つだけ、よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

木山委員 今の議題に関連することなのですが、今、非常にたちうおが獲れており、この中目流し網漁業が非常に多く許可が出ていると思いますけど、現在の許可数を教えてください。もし、わかれば教えてください。

水産振興課 熊本有明海では、大体80少し許可が出ております。

木山委員 1隻当たりの漁獲量は把握されているのでしょうか。

水産振興課

令和2年12月の漁業法改正に伴い、年に1回以上資源管理状況等の報告、平たく申しますと、漁獲実績の報告を行っていただくこととしております。

その中で、中目流し網漁業については、漁業期間が周年となっており、報告は年明けの1月としております。このため、最近のたちうおが多く漁獲されているという報告については、年明けに提出されてくると思います。

木山委員

令和2年については、どれくらいのたちうおが獲れていたのかなと思ひまして。

水産振興課

手元にデータがありませんので、調べまして、後ほど回答させていただきます。

木山委員

最近、たちうおが獲れる獲れると聞いておりましたので、どれくらい獲れているのか知りたかったもので。宜しくお願いします。

議長

よろしいですか。他にありませんね。

なければ、これで第508回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。お疲れ様でした。